

宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議設置要綱</p> <p>1 名称 この会議は、「宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議（以下「会議」という。）」と称する。</p> <p>2 目的 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第9条に基づき、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関の密接な連携と相互の協力を図ることを目的とする。</p> <p>3 協議事項 会議は、次に掲げる事項を行う。 (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関との情報交換及び連携・協力に関する事項 (2) その他目的達成に必要な事項</p> <p>4 組織 会議は、別表に掲げる機関をもって構成するほか、配偶者からの暴力の防止被害者の保護に必要とする関係者を会議に加えることができる。</p> <p>5 事務局 会議の事務局は、宗谷総合振興局保健環境部<u>社会福祉課内</u>に置く。</p> <p>6 会議の開催 会議は、原則として年1回開催する。 ただし、会議の構成機関の要望により必要に応じて会議を開催することができる。</p> <p>附則 この要綱は、平成14年9月6日から施行する。 この要綱は、平成16年9月8日から施行する。 この要綱は、平成18年9月8日から施行する。 この要綱は、平成23年1月5日から施行する。 この要綱は、平成24年8月16日から施行する。 この要綱は、令和2年9月16日から施行する。 <u>この要綱は、令和5年10月27日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議設置要綱</p> <p>1 名称 この会議は、「宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議（以下「会議」という。）」と称する。</p> <p>2 目的 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第9条に基づき、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関の密接な連携と相互の協力を図ることを目的とする。</p> <p>3 協議事項 会議は、次に掲げる事項を行う。 (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関との情報交換及び連携・協力に関する事項 (2) その他目的達成に必要な事項</p> <p>4 組織 会議は、別表に掲げる機関をもって構成するほか、配偶者からの暴力の防止被害者の保護に必要とする関係者を会議に加えることができる。</p> <p>5 事務局 会議の事務局は、宗谷総合振興局保健環境部環境生活課内に置く。</p> <p>6 会議の開催 会議は、原則として年1回開催する。 ただし、会議の構成機関の要望により必要に応じて会議を開催することができる。</p> <p>附則 この要綱は、平成14年9月6日から施行する。 この要綱は、平成16年9月8日から施行する。 この要綱は、平成18年9月8日から施行する。 この要綱は、平成23年1月5日から施行する。 この要綱は、平成24年8月16日から施行する。 この要綱は、令和2年9月16日から施行する。</p>

